

公益社団法人備前市シルバー人材センター
会 員 就 業 規 約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人備前市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の就業に関する事項を定める。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、「自主・自立、共働・共助」の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業にあたって社会的地位や性別、信条、宗教などの理由で差別的取扱を受けない。

第2章 就業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受けその交渉にあたるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分等)

第4条 センターは、受注した仕事について就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打ち合わせを行い、就業する会員の合意を得るものとする。又センターは、会員の就業に対し、適切な助言をするものとする。

2 会員は、作業日報を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を作業日報に記録し、本人及び発注者の確認を行い、作業の終了又は作業日報締切り期日後速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受注した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の注意事項)

第6条 会員は就業にあたり、相互に次のことに留意すること。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合には、事前にセンターへ届け出ること。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他に漏らさないこと。
- (4) 就業にあたっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害防止に努めること。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、以上の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、その中からリーダーを互選し、リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者との打ち合わせなどにつきセンターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任者分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中けがをしたり、身体や健康状態が異常となる等、若しくは第9条に相当する事故が発生する等の不測の事態が発生したときには、共同作業中の会員は、直ちにリーダー及びセンター又は発注者に連絡を行う等の応急の措置をとるようにすること。

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第8条 会員の就業中などにおける死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより補償されるものとする。

- 2 会員が第3条の規程に反しセンターを通じないで仕事を受注し、就業した場合の事故については、前項の規程にかかわらず保険補償の対象とならない。
- 3 会員の就業中における死傷病については、会員本人、共同作業会員又は会員の家族は事故後遅滞なくその内容等をセンターに届け出て指示に従うこと。

第5章 損害保険

(損害保険)

第9条 会員が就業中に発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター賠償責任保険（以下「保険」という。）」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 会員が第3条の規程に反しセンターを通じないで仕事を受注し、就業した場合の事故については、前項の規程にかかわらず保険補償の対象とならない。
- 3 会員の故意又は重大な過失による賠償責任が発生したとき若しくは自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第6章 雑則

(規約の改廃)

第10条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、センターの設立の登記の日から施行する。